

遺贈寄付のご案内

遺贈寄付とは、ご自身の財産の一部を、遺言によって社会や団体へ託す寄付のことです。
「人生の最後に、自分の想いを社会に役立てたい」というお気持ちを形にする方法の一つです。

例えば――

- ・長年住んだ地域に恩返しとして、福祉団体へ寄付する
- ・大切にしてきたお金の一部を、命を守る活動に役立ててもらう
- ・亡くなったご家族の想いを引き継ぎ、ゆかりのある団体へ寄付する

このように、特別に大きな財産がなくても、無理のない範囲で誰でも行うことができます。

遺贈寄付は、
「自分のため」「社会のため」「次の世代のため」
すべてにつながる、あたたかい選択です。

一方で、「手続きが難しそう」「自分には関係ない」と感じておられる方も少なくありません。
しかし、専門家のサポートを受けながら進めることで、安心して準備することができます。

私たちは、遺贈寄付を
***“特別なもの”ではなく、“身近で自然な社会貢献”**として広げていきたいと考えています。

ほんの一部の財産でも、誰かの支えとなり、未来につながっていきます。
その一歩が、多くの命や安心を守る力になります。

どうか、あなたの大切な想いを、未来へつないでみませんか。

ご相談は、遺贈寄付に関するご相談フォームこちらのフォームに御記入ください。

社会福祉法人 はりまいのちの電話では、遺贈寄付や相続財産によるご寄付に関するご相談を承っております。

ご入力いただいた内容を確認後、担当者よりご連絡いたします。
ご相談内容は秘密を厳守し、個人情報には本目的以外には使用いたしません。

「まずは話だけ聞いてみたい」というご相談も歓迎しております。どうぞお気軽にお問い合わせください。

ホームページにQRコード掲載

